

情 個 審 答 申 第 1 3 号
令和7年（2025年）10月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）12月7日付け、政企発第000254号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「市長への手紙」に対する回答内容における個人情報非訂正決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）3月31日、審査請求人は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、平成31年2月8日付け市長への手紙の回答（以下「本件文書」という。）その他の文書についての個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、令和5年（2023年）4月28日、本件訂正請求に係る個人情報のうち、本件文書中の1頁6行目の「特定の個人の了解の下、最適とされる箇所への」の箇所（以下「訂正請求箇所①」という。）、1頁15行目から16行目の「、事業所が法規制を超える騒音を出さないよう指導してまいり」の箇所（以下「訂正請求箇所②」という。）、1頁最終行から2頁1行目の「現在、各々の部署が連携して対応しておりますことをご理解いただきたく存じます。」の箇所（以下「訂正請求箇所③」という。）について、個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）8月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 訂正請求箇所①について

2018年9月3日の説明は4台を移動するというものであり、実際には2台しか移動されていない。2019年5月29日の環境政策課と請求人のメールのやり取りにおいては、市長への手紙の回答は「誤解を招く表現であったこと」、「一部は事後報告であったこと」を認め、謝罪していることから、削除の対象となり得る。

(2) 訂正請求箇所②について

環境政策課は騒音源の敷地境界線上で規制基準を超えていると把握しているにもかかわらず、2022年4月13日16時4分のメールにて「特定の個人宅での生活環境が損なわれていると認められず、事業所へ条例に基づく勧告を行う要件に該当しません。これにより、本市から事業所へこれ以上の指導はできかねます」としている。「市長への手紙」の回答にはとりあえず意思を表明しておけば、現場がどうなっているのかは「われ関せず」という風潮が、本件に限らず随所に見られる。意思を具体化し事

実としなければ、市民の市に対する信頼感が薄れていくことに危機感がなければ「市長への手紙」の意味がないことから、信ぴょう性のない意思の表明は、削除の対象となり得る。

(3) 訂正請求箇所③について

環境政策課の令和元年5月9日における建築指導課との打ち合わせに関する対応記録簿は、「市長への手紙の広聴課が作成した回答では、今後も各課連携して対応していくというように取れる記載になっていたので、何かあれば情報共有していくこととする」となっている。つまり、市長への手紙の回答における広聴課が作成した部分は、両課に確認の上で記されたものではなく、両課に遵守すべき事項として伝えられてもいない。「現在、各々の部署が連携して対応しております」は意思の表明ではなく、現状の報告であることから虚偽と言わざるを得ず、削除の対象となり得る。

2 実施機関の主張

(1) 訂正請求箇所①について

「事実」に誤りはなく、削除は行わないこととしたものである。また、そもそも、市長への手紙への回答文は、本市の意思を表明したものであり、当該箇所についても、回答文発出当時の本市の考えを示したものであって、訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものである。

(2) 訂正請求箇所②及び訂正請求箇所③について

いずれの箇所の記載も、市長への手紙への回答文として、本市の意思を表明したものであり、回答文発出当時の本市の考えを示したものであって訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている個人情報は、訂正請求箇所①ないし訂正請求箇所③である。

2 判断に当たったの基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、非訂正決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、訂正請求箇所①ないし訂正請求箇所③に対して、削除を求めている。条例第21条第1項は、「自己に関する個人情報」について「事実」に「誤りがある」と認めるときにおける訂正請求を認めている。

市長への手紙の回答に記載されている情報は、当時、そのように市長名で回答したという事実であり、当該内容で回答がされたという事実には誤りはないのであって、たとえ、その回答された内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなかったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年(2023年) 12月7日	熊本市長から諮問(令和5年(2023年) 12月7日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年(2025年) 8月1日	諮問の審議を行った。
令和7年(2025年) 8月21日	諮問の審議を行った。
令和7年(2025年) 9月5日	諮問の審議を行った。
令和7年(2025年) 9月19日	答申案の審議を行った。
令和7年(2025年) 10月3日	答申案の審議を行った。